

23豊ま観第84-1号  
平成24年 2月15日

豊前市監査委員 矢 鳴 学 様  
豊前市監査委員 磯 永 優 二 様

豊前市長 釜 井 健 介  
(まちづくり課)

### 指定管理者等監査の結果について(回答)

平成23年12月に実施されました指定管理者等監査においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

#### 記

##### 1. 施設の管理全般について

###### 【指摘の要旨】

各指定管理施設の業務仕様書では、施設ごとに管理責任者や防火管理者を配置し、その者の氏名を市に報告することとなっている。また、緊急事態策、防犯・防災対策についてマニュアルを作成し、職員に指導を行い、事故発生時は、直ちに豊前市に報告することとなっているが、緊急時の連絡網は作成されてなく、また具体的なマニュアルの整備もされていない施設が散見された。各施設は、年間多くの人利用されるので早急な計画策定を実施し、避難・救出その他必要な訓練を定期的実施されるよう指導されたい。

また、毎年市内で、防犯・防災関係の講習会等が開催されているが、指定管理者にも積極的に参加を呼びかけるよう要望する。

###### 【措置内容】

各指定管理施設において緊急事態対策等のマニュアル作成や職員の意識向上を図るための研修、防災訓練等の定期的な実施を行うよう指導していきます。マニュアルを提出すること、また事故発生時は早急に市へ報告すること等、緊急時対策にスムーズに対処できるように各指定管理者と協議していきます。

## 2. モニタリングについて

### 【指摘の要旨】

社会の価値観やニーズが刻々と変わっていく中で、公の施設として地域における適切な在り方や方向性、具体的な事業目標等を検討していく必要がある。各施設の指定管理者の中には、独自でアンケート調査を行い運営業務の改善を行っている。市としても事業計画書や協定書に基づき、施設の目的・役割が達成されているか、またその有効性や効率性を判断するために、情報を収集し測定することが必要である。

市と管理者共同で利用者のアンケート調査や意見箱の設置等を行い、利用者の要望や指定管理者の提供するサービスの測定または評価し、その結果を指定管理者にフィードバックして、今後の施設のサービスの向上又は充実のために努力されるよう要望する。

### 【措置内容】

アンケートを実施していない施設については、アンケート内容等を協議し実施していきます。意見、要望等の回答から今後の利用者ニーズに応えるサービスの提供をするよう指定管理者に指導し、アンケート結果及び要望等による改善点等を報告するよう求めます。市としてもその内容について審議し必要であれば助言、指導を行っていきます。

## 3. 協定書及び仕様書に基づく指定管理者への指導監督について

### 【指摘の要旨】

豊前市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条では、「市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。」となっている。まちづくり課による指定管理者に対する指導監督と業務内容の把握は、不十分であると考えるので、今後は条例及び協定書に則って適正かつ効果的に業務が履行されているか十分に把握し、指導監督するよう要望する。

また、業務実態状況、施設の管理状況、経費の収支状況等の確認を的確に行い、監督所管課として責任ある管理と指導を行うとともに、今後は指定管理者との連携を密にして、サービスの向上に努められたい。

### 【措置内容】

公の施設の運営、管理状況や経理状況の実施把握をしていき、指導していきます。利用者ニーズに応えるため、また運営業務に関する事項等、改

善が必要な場合は指定管理者と協議しながらよりよいサービス向上を目指します。改善が見受けられない場合は、改善指示書等による通達も考えております。

#### 4. 観光情報の発信強化について

##### 【指摘の要旨】

豊前市観光情報センターを中心に、道の駅「豊前おこしかけ」や求菩提温泉「ト仙の郷」を結び、情報の収集発信拠点として相互のネットワークを充実させるよう努められたい。また豊前市観光情報センター及び各施設において収集した情報の一元化と蓄積により、データの再活用を行い、豊前市ホームページで、季節ごとの旬な情報やイベント開催案内など、タイムリーな情報発信を行うように要望する。

尚、今後東九州自動車道の開通や宇島駅周辺を中心としたまちづくり(コンパクトシティ)に伴い、多くの人が集まることが予測されるが、豊前市をアピールし、各施設と連携し一元化された新たな観光情報施設の検討を要望する。

##### 【措置内容】

現状では豊前市内でのイベント、季節の旬な情報等はまちづくり課や関係課が収集し豊前市ホームページにて発信していましたが、今後は端末設置箇所である道の駅やト仙の郷を含めた情報を収集し一元化することによりタイムリーな情報発信を行っていきます。新設の観光情報センターにつきましても今後検討していきます。

また指定管理者に対する指摘事項については、次のような改善報告を受けておりますので、指摘事項が今後の管理運営に充分生かされているか指導監督をまいります。

## 【豊前市まちなか交流センター】について（報告）

### 1. 経理事務等について

#### 【指摘の要旨】

豊前市まちなか交流センターの過去3年間の決算報告書では、併設する類似公民館の収入等を一括して報告しているため、指定管理施設の経理について透明性を高める観点から両施設を分けて作成することが望ましく検討を要望する。

#### 【措置内容】

平成23年度決算からは、各項目毎に両施設の内訳がわかるように決算報告書を作成するように指定管理団体に指導を行う。光熱費等、施設毎の正確な金額を算出することが困難である項目においては、両施設の収入額の比率に基づく按分処理等、適切な対応を協議する。

## 【豊前市語らいの館】について（報告）

### 1．施設の管理全般について

#### 【指摘の要旨】

豊前市語らいの館指定管理者業務仕様書では、緊急事態策、防犯・防災対策についてマニュアルを作成し、職員等に指導を行い、事故発生時は、直ちに豊前市に報告することとなっているが、緊急時の連絡網は作成されてなく、また具体的なマニュアルの整備もされていない。語らいの館は、年間多くの人利用されるので早急な計画策定をされたい。また避難・救出その他必要な訓練も実施されておらず、利用者の安全確保のため定期的実施されるよう努められたい。

施設の安全管理及び衛生管理については、福岡県公衆浴場法施行条例、福岡県食品衛生法施行条例及び消防法を遵守し、利用者の安心・安全に万全を期した施設管理にあたられるよう努められたい。また定期的な点検結果については、随時市に報告するよう改善されたい。

#### 【措置内容】

市と協議しながら、早急に緊急時対策計画の策定しマニュアル化いたします。また、従業員等の意識向上のため、防災訓練、研修等を定期的実施します。施設管理についても安心、安全を期するため備品その他の物件の定期点検を実施し、その結果について市に報告します。老朽化等の諸問題については市と協議し適正に処理していきます。

### 2．経理事務等について

#### 【指摘の要旨】

豊前市語らいの館と豊前市観光情報センターは、条例上独立した施設で個別に豊前市と協定を結んでおり、事業報告等は施設ごとに行われるべきところであるが、両施設一体の報告となっているので、個別に報告をするように改められたい。しかし、両施設は同一敷地内にあり、建物も一体化しており、管理運営の観点から今後協定書の締結のあり方について検討されるよう要望する。

また、協定書では管理業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとなっているが、管理者の会計年度は毎年7月1日から翌年6月30日までとなっており、事業報告等は管理者の事業年度で報告されている。協定書に基づく事業報告等に改められたい。

#### 【措置内容】

両施設が一体化しており、両施設とも管理運営をさせていただいておりますが、この施設以外で経営をしていないことから法人としての決算事業報告をしているところであります。それぞれの管理協定により分けて報告することが妥当ですが、現状では難しく、今後決算報告書を別々に提出するかについては検討いたします。また、会計年度の相違についても協定書に基づく報告書で提出するよう検討します。

### 3. その他

#### 【指摘の要旨】

施設の利用者の減少が予測されるので、施設利用者アンケート等のモニタリングを通して、利用者の意見・要望等を把握しこれからの改善策や管理業務に反映されるように努められたい。その結果についても市に報告するように努められたい。

指定管理者「四季の会」の定款上、監査役が置かれていない。公の施設の管理運営で、年間3,000万円を超える収支決算がある指定管理事業において、監査役の未設置について疑義が生じる。会社法上、任意性であるが、社会通念上設置が適切であると考えられるとともに、決算関係書類の適正性と社会的信頼性の観点から監査役の設置が望ましく検討されるよう要望する。

#### 【措置内容】

これまでも施設利用者へのアンケート等は実施してきましたが、回答率が悪く意見、要望等が反映できていない。今後はアンケート内容について市と協議しながら実施し、利用者ニーズに応えるように努めたい。また、そのアンケート結果について市に報告するよういたします。

監査役は未設定ですが、法人としての決算については税理事務所に依頼しており、その内容については、総会時に株主役員全員で説明を受け審議しているところであります。御指摘のとおり社会通念上、設置が適切であると思いますので検討いたします。

## 【豊前市観光情報センター】について（報告）

### 1．観光情報センターとしての機能向上について

#### 【指摘の要旨】

豊前市観光情報センターは、豊前市の広範に亘る各種情報発信を行う中心施設である。情報端末機は設置されているものの市のインターネットとの接続で、情報は市役所で更新することになっている。また、独自で各種情報を収集し発信する機能は備えていない。特産品等の展示会は、年数回開催されているものの、市の各種観光情報の拠点として機能、役割果たしているとは言い難く、都市間競争が続く中、他市に負けない情報発信拠点としての機能発揮に努力されるよう要望する。

#### 【措置内容】

今後、観光情報基地として利用しながら各種イベント、レジャー、観光地等の最新情報を提供していくとともに、メディア、マスコミ等を利用し豊前市の観光PRを行い市内外からの利用者増を目指します。

## 【豊前市道の駅「豊前おこしかけ」】について（報告）

### 1．施設の管理全般について

#### 【指摘の要旨】

豊前市道の駅「豊前おこしかけ」指定管理者業務仕様書では、緊急事態策、防犯・防災対策についてマニュアルを作成し、職員に指導を行い、事故発生時は、直ちに豊前市に報告することとなっているが、具体的なマニュアルの整備がされていない。道の駅は、年間多くの人々が利用されるので早急に計画策定をされたい。また避難・救出その他必要な訓練は実施されているが、利用者の安全確保のため定期的実施されるよう努められたい。

#### 【措置内容】

緊急時対策計画書を市と協議しながら作成し、マニュアルを提出します。また、事故発生時には直ちに市に報告いたします。避難訓練等は今後も定期的実施していき、常に従業員に意識して仕事に望むように指導していきます。

### 2．経理事務等について

#### 【指摘の要旨】

平成12年3月4日「豊前おこしかけ」がオープンして、施設として10年以上が経過し、今後、大規模な修繕等の改修が必要と思われる。豊前市道の駅「豊前おこしかけ」施設の管理に関する協定書第8条では、「乙(ぶぜん街づくり会社)は、管理施設の改修、修繕等を行う場合は、事前に甲(豊前市)の承諾を受けなければならない。なお、それに要した経費、乙(ぶぜん街づくり会社)の負担とする。」となっている。

ぶぜん街づくり会社の過去3年間の決算報告書では、毎年かなりの純利益を計上しているが、修繕等の引当金が計上されていない。今後修繕費等の経費の増大が予測されるので、経理事務において修繕費の平準化をされるように努められたい。

#### 【措置内容】

収支決算等の毎年の経常利益を基金及び会社積立金として貯めていき、修繕等必要時にそれを取りくずし対応していきます。また、今後大規模な修繕が必要と予測されるため修繕計画を作成し引当金に計上していくことも検討していきます。

### 3 . その他

#### 【指摘の要旨】

平成26年度東九州自動車道の開通に伴い、施設の利用者の減少が予測される。施設利用者アンケートはすでに実施されているが、更に詳細なるモニタリングを通して、利用者の意見・要望等を把握しこれからの改善策や管理業務に反映されるように努められたい。また、アンケート等のモニタリングを行うにあたっては、アンケート項目について事前に市と協議し、その結果についても市に報告するように努められたい。

また、道の駅は豊前市の中において最も人の交流の多い場所であり、地域の情報の発信を活発に行うように要望する。

#### 【措置内容】

上記御指摘事項のとおりアンケート結果のとりまとめを市に報告するようにし、内容についての意見、要望等改善すべき点を協議しながら取り組んでいきたいと考えております。

## 【畑冷泉館】について（報告）

### 1．施設の管理全般について

#### 【指摘の要旨】

豊前市畑冷泉観光施設指定管理者管理業務仕様書では、非常災害、事故等の緊急事態発生時に備えて具体的な対応マニュアルを作成し緊急時の連絡先等をあらかじめ市に報告することとなっているが、整備されていない。

施設の安全管理及び衛生管理については、福岡県公衆浴場法施行条例、福岡県食品衛生法施行条例及び消防法を遵守し、利用者の安心・安全に万全を期した施設管理にあたられるよう努められたい。また定期的な点検に努め、点検結果については、随時市に報告するよう改善されたい。

#### 【措置内容】

市と協議しながら早急に緊急時対策計画を策定し、マニュアルを提出いたします。

管理施設、物品については定期点検を行い市に報告いたします。また、改善、改修等が必要な場合、市との協議により対応していきます。

### 2．備品管理について

#### 【指摘の要旨】

豊前市畑冷泉観光施設指定管理者管理業務仕様書では、「指定管理者は、市の所有に属する物品については、豊前市財務規則に基づき管理を行うものとする。また、指定管理者は同規則に定められた備品台帳を備えてその保管にかかる物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について定期的に市に報告しなければならない。」とされているが、指定管理者が購入した備品について台帳の整備がされてなく、市への報告等がなされなかったため、適正な備品管理を行うように改善されたい。

#### 【措置内容】

備品台帳の再整備をし、市と指定管理者それぞれの所有物品を分けて備品管理を行います。また、その台帳について市に報告いたします。

### 3．経理等について

#### 【指摘の要旨】

業務仕様書において、経理規程を策定し経理業務を行うこととなっているが、施設の管理運営に係る事業収支の経理規程が整備されていない。決算書において一部わかりにくい処があり、経理について透明性を高める観点から経理規程を市と協議して作成されたい。

#### 【措置内容】

経理規程につきまして、会計事務責任者の明確なる設置、執行会計、資金管理、決裁権限の流れ等、市と協議しながら経理規程を策定いたします。決算報告につきましても改善していきます。